様式第３号(第９条関係)

会　　議　　録

会　議　名	嵐山町立学校統合準備委員会　第８回通学・安全部会					
開 催 日 時	令和８年９月８日(火)		開　　会	午後４時30分		
			閉　　会	午後５時22分		
開 催 場 所	嵐山町役場庁舎　町民ホール					
会 議 次 第	1　開　会 2　あいさつ 3　議題 (1) スクールバス運行方針決定までのプロセスの修正について (2) STEP3 までの情報整理 (3) STEP4 スクールバス運行方針(案)策定に係る提言書(案)について 4　その他 5　閉　会					
公開・非公開の別	公　　開		傍聴者数	なし		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	部 会 長	関口幸愛	出	委　　員 (部会長ｻﾎﾟｰﾄ)	田嶋直美 (代理　工藤禎之)	出
	委　　員	八木原夏実	欠	委　　員	須川　優	欠
	委　　員	安藤淳之介	欠	委　　員	関根盛敏	欠
	委　　員	石森奈通子	出	委　　員	髙田　恵	出
	委　　員	髙橋悠里	出	委　　員	服部朋秋	出
	委　　員	松本主税	欠	委　　員	清水　進	出

	委　　員	荒川　統 (代理　山中雄一)	出	委　　員	林　雄一 (代理　清水亮太)	出
	委　　員	田中　守	出			
教育委員会 職員出席者	教 育 長	下村　治		学校統合推進課長	久保哲也	
	学校統合推進課 副課長	清水雅也 (司会・進行)		学校統合推進課 主　任	吉野祐介	
	指導主事	吉井大輔		指導主事	神田貴裕	
次　　第	て　ん　末					
1　開　　会	教委 (司会)	開会宣言				
2　あいさつ	関口部会長	子供たちが安心、安全に通学するには、学校、保護者、そして地域の方々の協力が不可欠です。当部会では、子供たちの安心と安全を第一に検討を進めていきたいと思いますので、委員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。				
3　議題		関口部会長が議長となり、議事を進行				
(1) スクールバス運行方針決定までのプロセスの修正について	教委	【会議資料 1 頁】プロセスの修正内容について説明				
	関口部会長	説明が終わりました。質問等はありますか。				
	清水委員	「調整会議」では、どの課局が出席する想定ですか。				
	教委	まだ明確には決まっていませんが、町の財政を管理する総務課は必ず関わってくると思われます。その他にも、地域公共交通の観点から地域支援課や、交流センター、集会所、道路などをバス停留所にする場合に、それらの所管課などが関わってくることも想定されます。 今後、スクールバス運行方針(案)の内容が固まってくれば、関わってくる課局が明確に決まってくると思われます。				
	関口部会長	他に質問等がなければ、このまま承認したいと思います。				
(2) STEP3 までの情報整理	教委	【会議資料 2 頁】STEP3 までの協議内容を説明				
	関口部会長	説明が終わりました。質問等はありますか。				
		(質問等なし)				
	関口部会長	質問等はないようなので、この内容で次に進めます。				
(3) STEP4 スクールバス	教委	【会議資料 3-4 頁】提言書(案)の内容を説明				
	関口部会長	説明が終わりました。質問や意見等をお願いします。				

運行方針(案)策定に係る提言書(案)について	清水委員	「3.利用者の選定基準」について、「志賀１区北部」という表現は抽象的で住民に対して誤解を生む可能性もあるので、具体的な範囲を明記した方がよいのではないでしょうか。
	服部委員	「提言書」はあくまでも「教育委員会への提言」の段階なので、細かく範囲を指定するより幅を持たせた表現の方が、柔軟に対応できるのではないでしょうか。また、細かく範囲を指定すると、提言の段階であるにも関わらずそれが決定事項のように解釈される可能性もあるのではないでしょうか。
	関口部会長	実務的に、提言書に範囲を明記することは可能ですか。
	教委	「志賀１区北部」とは「埼玉県道 296 号菅谷寄居線・玉ノ岡中学校(南)入口の信号から小川町方面の志賀１区」と当部会の中では認識されていますので、そのように明記することは可能です。 もしくは、提言書では「志賀１区北部」と表記し、運行方針(案)を作成する段階で教育委員会が具体的な範囲を明記するかどうかを判断することも可能です。
	関口部会長	それでは、運行方針(案)作成の段階で対応するようにしてください。
	清水委員	スクールバス利用希望者はどのように把握しますか。
	教委	詳細についてはまだ議論に至っていませんが、最終的には教育委員会で把握しなければならない管理情報です。学校でアンケートを実施するのが良いのか、教育委員会へ申込書を提出していただくのが良いのか、などについて、どのような方法が利用者にとって望ましいかという観点から、今後議論を進める必要があります。 もし、当部会から具体的な意向があれば提言書に明記することもできます。
	関口部会長	今後の議論の段階で検討する方向でよいかと思います。
	教育長	話題は変わりますが、バスの座席指定について、バス管理は教育委員会で行うことにはなりますが、実際の利用者の管理や実態把握、座席指定にするかどうか、などは学校が判断することになるのではないかと思います。提言書に「座席指定とすること」と明記することに対し、各学校ではどのように考えますか。
	田中委員	乗車時に名簿チェックをすれば、座席指定までしなくても事足りるのではないかと思います。

	田嶋委員 (代理　工藤)	前任校では、停留所でのスムーズなバス乗降を目的として、下校バスのみ座席を指定していました。座席を指定するかどうかは、どこに視点を置くかによって変わってくるかと思います。
	荒川委員 (代理　山中)	スムーズなバス乗降という観点では、座席指定は有効かと思います。一方、そのような観点から低学年と高学年とを隣り合わせて指定した際に、特に低学年が乗車中にじっと座っていられるかどうかが懸念されます。
	林委員 (代理　清水)	座席指定であれば、一目でそれぞれの児童生徒が自席にいるかどうかが判断できる点で有益だと思います。加えて、低学年にとっては、毎日決まった座席の方が精神面で良いかとも思います。一方、学校教職員等がバスに添乗するのであれば、乗降時の名簿チェックで座席指定は不要かと思います。
	教育長	学校の都合に合わせて判断する方が学校の負担が少ないのではないかと思い、このような発言をしました。バスの運行パターンは複数あるので、運行パターンごとに座席表を組み替え、児童生徒にそれぞれ座席を覚えさせる、というのは学校にとっても児童生徒にとっても負担になると思います。
	田中委員	スクールバスには教職員が添乗する想定ですか。
	教委	現時点では未定です。
	田中委員	添乗の有無によっても、座席指定の必要性が変わってくるかと思います。
	清水委員	前回の会議で、子供同士のトラブル防止を目的として、私が座席指定を提案しました。今回の見解等を踏まえると、あえて提言書には明記せず、状況に応じて臨機応変に対応するのがよいかと思います。
	関口部会長	それでは、提言書には「座席指定」の事項を明記せず、今後の進捗に合わせて検討を進める方向にしたいと思います。 他に質問やご意見等はありますか。
	林委員 (代理　清水)	「【柔軟な調整枠】定員に余裕がある場合は、乗車定員の範囲内で柔軟に対応」とありますが、具体的にどのようなことを想定していますか。
	教委	【第１優先】の児童生徒より近距離の児童生徒も乗車対象にすることなどを想定しています。
	関口部会長	議論はここまでとします。

		今日の意見を提言書に反映させられますか。
	教委	提言書(案)に今回の意見を反映させて委員会(全体会)に提出し承認を求めたいと思います。
4　その他	教委	「SAFE TOWN DRIVE in 嵐山」の交通量・運転挙動マップを町公式 WEB サイトで公開していますので、後ほどご覧ください。
5　閉　会	教委	閉会宣言

以上、会議のてん末を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 10 月 7 日

部会長 関口幸愛

嵐山町立学校統合準備委員会　第8回通学・安全部会　会議次第

日時　令和8年9月8日(火)16時30分から
場所　嵐山町役場庁舎　町民ホール

1　開会

2　あいさつ

3　議題

(1) スクールバス運行方針決定までのプロセスの修正について

(2) STEP3までの情報整理

(3) STEP4　スクールバス運行方針(案)策定に係る提言書(案)について

4　その他

5　閉会

(1)スクールバス運行方針決定までのプロセスの修正について

スクールバス運行方針決定まで(修正案)

統合準備委員会

STEP1　事前情報の整理 通学・安全部会に関する基礎情報(事前にお読みください) 通学路接続箇所実地調査報告、スクールバス運行費用の再積算	**令和8年5月** 第6回会議
STEP2　スクールバス導入要素の整理 「安全性」「確実性」「経済性」という観点から、 スクールバス導入に必要な要素は何かを専門部会で話し合う	**令和8年5月** 第6回会議
STEP3　バス利用者に関する情報と意見の整理 バス利用者、運行範囲、ルート、ダイヤ、既存校区の取扱いに 関する情報の整理と意見を集約する	**令和8年6月** 第7回会議
STEP4　スクールバス運行方針~~(案)の策定~~ 策定に係る提言書の作成 STEP3までの情報・意見を集約し、車両・委託内容・利用者・運行範囲など についての専門部会としての~~方針を策定~~ **提言書を作成**	**令和8年9月** **(予定)** 第8回会議
STEP5　委員会の承認と教育委員会~~上申~~ 提言 統合準備委員会で~~方針(案)の承認を得る~~ **提言書の承認を得る** 教育委員会へ~~上申する~~ **提言**	**令和8年9月** **(予定)** 第4回統合準備委員会

教育委員会

STEP6　スクールバス運行方針(案)の作成 統合準備委員会からの提言などをもとに教育委員会としての方針(案)を作成	**令和8年10月以降** (予定) 学校統合推進課
STEP7　住民への周知と理解 住民向け説明等を通じて周知と理解を図り、必要に応じて内容を修正	**令和8年10月以降** (予定) 住民説明等
町 **STEP8　町調整会議での協議** 教育委員会関係課と町関係課とで意見をすり合わせ、方針を決定させる	**令和8年10月以降** (予定) 町調整会議
STEP9　スクールバス運行方針(案)の決定 教育委員会で承認を受ける	**令和9年3月** (予定) 教育委員会

町

STEP10　スクールバス運行方針の決定(予定) 町政策会議において運行方針が確定される	**令和9年4月以降** (予定) 町政策会議

スクールバス導入に向けての方向性(STEP3 までのまとめ)

STEP3 までの協議内容を「教育委員会の見解で」整理しました。**(事前にお読みください)**

観点	STEP2 協議内容		運営方法	バス車両	停留場所と利用対象	ルート
安全性	【教育委員会】 ・安全に走行、乗降できる ・狭い道路でも安全走行できる ・交差点、見通しの悪い場所でも安全確認できる ・事故発生時の安全確保 ・運転士の健康状態や運転技術を管理できる ・日常点検や整備を適切に実施できる ・荒天時の適切な運行判断 ・防犯対策 ・置き去り防止対策	【通学・安全部会】 ・**乗車中の傷病等に対応できる** ・**停留場所の安全を確保できる(通学時間帯のコンビニ駐車場は混雑していて危険)(ルート候補・停留場所候補の確定後に具体的な安全策が必要)(バス停の設置、地区の集会所で地域住民等が小中学生を受け渡す、などの案)** ・**自宅～バス停留場所の安全な移動手段を確保できる**	**【業者委託】** プロの業者に委託することで、運転士の確保や代替車両の対応といった「確実性」と、日常点検や置き去り防止といった「安全性」をクリア。	**【マイクロバス 3 台】** (27 名×3 台=81 名) 狭い道路でも安全に走行、車両故障時にも代車対応可能(中型バス以上の代車手配は困難)、ルート分散による短時間乗車、細かな停留場所の設定、不測の事態にも対応可能、などメリット。 年間予算 2,000 万円を基本にできるだけ多くの定員を確保。2 台の場合と比較すると「車両維持費」と「人件費」がかかるが、3 台にすることで「安全性」と「確実性」をより強固にもできる! **【STEP3 での意見】** **・指定席での運行が望ましい**	待機場所の安全性を確保しやすい。停留場所までの道のりも慣れた通学路で安心。停留場所が混雑することもないから危険も少ない。保護者が送迎する場合の駐車場所も安心。 **【STEP3 での意見】** **・人の出入りがあって車の出入りが少ない場所が望ましい** **・候補地として町有地はどうか**	設定した停留場所を通る**【国道 254 号から進入出するルート】** ⇒徒歩通学者、自転車通学者の安全を確保
確実性	【教育委員会】 ・毎日安定して運行できる ・必要な運転士を継続的に確保できる ・欠員時にも代替対応できる ・故障時にも代替車両を確保できる ・渋滞や積雪などでの遅延による学校運営への影響を最小限に抑えられる ・特定車両への依存を避けて運行できる ・安定した運行体制を構築 ・長期間継続して運行できる	【通学・安全部会】 ・**バス遅延時の各停留場所への連絡手段を確保できる** ・**「安全性」と「確実性」を重視する場合、町直営ではなく業者委託となる**	業者委託の中でも 購入するものは	出費を抑えるため	この停留場所なら	
経済性(持続可能性)	【教育委員会】 ・継続可能な費用で運行できる ・燃料費や維持費を抑制できる ・車検や整備を効率的に実施できる ・将来的な物価や人件費上昇に対応できる ・限られた財源の中で安定運行できる ・補助金を活用できる	【通学・安全部会】 ・**運行費用を抑制できる(停留場所を集約してルート短縮する案)** ・**「確実性」を重視すると「経済性」は失われる** ・**「安全性」の次に「確実性」を重視するのか「経済性」を重視するのかによって方向性が変わる**	**【一部委託】** バス車両を町で所有して長期運用することで「経済性」に貢献 バス購入時に補助金も使える	より多くの小中学生を利用させる場合、「1 台 1 回転(1 便)」から「1 台 2 回転(2 便)」に増便させることも視野に入れる ⇒少ない出費でより多くの小中学生が利用可能に **【STEP3 での意見】** **・1 台 1 便が望ましい** **・原則 1 台 1 便として、臨時運行の可能性は残すべき** **・2 便運行の場合は小中で始業時間を大きくずらす必要があるのではないか**	**【七郷小学校】**(もしくは北部交流センター) **【玉ノ岡中学校】**(もしくは杉山公民館／杉山城跡駐車場) **【志賀小学校】**(もしくは志賀 1 区集会所) に停留場所を集約 **【STEP3 での意見】** **・北部へのバス停留場所の追加が必要** **・志賀地区の停留場所は【志賀 1 区集会所】が望ましい**	そうなると利用者は
その他	【教育委員会】 ・学校日課に対応できる ・地域の理解を得られる			人数が多いときは	停留場所に集合できる小中学生のうち、次の優先順位で利用者決定 **①七郷小学校区と志賀 1 区北部の小学生、自宅からの通学距離 6km 以上(修正しました)の中学生** **②バス乗車の配慮が必要と思われる小中学生** **③それ以外の遠距離通学者(遠距離順)**	

(3)STEP4　スクールバス運行方針(案)策定に係る提言書(案)について

STEP3 までの協議内容を踏まえ、内容を一部見直しています。
皆さんのご意見をお聞かせください。(事前にご自身の考えをまとめておいてください)

嵐山町立武蔵嵐山小学校・武蔵嵐山中学校
スクールバス運行方針(案)策定に係る提言書(案)

令和８年９月
嵐山町立学校統合準備委員会

提言の趣旨

『嵐山町立小中学校再編基本計画(令和５年 12 月)』に基づき、学校統合後の通学環境の変化、特に通学距離の延伸に伴う負担軽減策として、全額公費負担によるスクールバスの運行を実施することが示されている。

そこで、スクールバスの円滑な運行開始に向け、対象範囲、運行方法等について、次のとおり提言し、具体的な運行方針を早期に策定することを求める。

1. 基本的な考え方

- 小中学生の安全な通学手段の確保を最優先とすること
- 学校統合という環境の変化によって、新たに生じる通学上の負担を緩和すること
- 限られた運行資源を有効に活用しながら、乗車定員の範囲内において、最大限かつ柔軟に受け入れること

2. バス車両

- 狭い道路での安全な走行、狭い停留場所への駐停車、代車対応等が可能な車両
- バス利用希望者の乗車に対応可能な乗車定員
- 不測の事態、ルート分散(=短時間乗車)等にも対応できる複数台体制
- 安全性の観点から座席指定による運用
- マイクロバス３台以上の運行体制

3. 利用者の選定基準

【第１優先】通学環境の変化を伴う遠距離通学者(七郷小学校区、志賀１区北部の小学生と自宅からの通学距離がおおよそ 6km 以上の中学生)
※保護者都合や天候等によるスポット利用は認めない

【第２優先】けが、身体的な障害、疾病等により徒歩又は自転車による通学が困難で、スクールバスの利用が必要と認められる小中学生

【柔軟な調整枠】定員に余裕がある場合は、乗車定員の範囲内で柔軟に対応

4. 運行ダイヤとルート・バス停留場所

- 運行ダイヤ：

【登校】各ルート１便(始業時間に合わせた定時運行)

【下校】同一ルート３便(学年差や部活動、放課後活動、学童保育室(吉田地内)への移動などに配慮した時間設定)
※下校時間等に著しい差が生じる場合は、臨時運行(増便)についても検討

- １回の乗車時間は概ね 30 分以内とすること
- 国道 254 号を最南(西)端とする３系統とし、以南は別途検討すること
- 国道 254 号から学校敷地に進入するルートをとること
- スクールバスの運行日は、原則として学校の稼働日とすること

- 待機場所の安全性、自宅から停留場所までの経路の安全性、立地上の安全性などを考慮し、町の公共施設や地区の集会所などをバス停留場所の基本として、運行ルートとともに地域ニーズなどに合わせて追加や変更などを検討すること
- 嵐山町北部交流センター以北に少なくとも１以上の停留場所を設けること

5. 管理･運営体制

- 安全性、確実性を考慮し、可能な限り業務委託による方式を採用すること
- 乗降管理や緊急時(児童生徒の体調不良等)対応を考慮した体制を整えること

6. 運用上の制限

- 原則として町内公立小中学校の在校生の輸送に特化して運用すること
- 行事等での使用については、通学輸送に支障のない範囲内で対応すること
- 本スクールバスの対象エリア外において必要な通学支援については、別途検討すること

7. 提言

以上の内容を踏まえ、学校統合後の小中学生の安全で安心な通学環境を確保するため、スクールバスを運行することを提言する。

なお、実際の運行にあたっては、児童生徒の利用状況、地域の状況、安全面等を踏まえ、必要に応じて継続的な見直しを行うこと。